

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則
(平成二十五年一月十七日規則第百五十六号)

全部改正 平成二五年 一月一七日
改正 同 二五年 三月一四日
令和 三年 六月一八日

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 スタッフ弁護士養成事務所等の登録(第三条—
第六条)
第三章 スタッフ弁護士養成費用援助(第七条—第十条)
第四章 スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助(第十
一条—第十四条)
第五章 雑則(第十五条—第十七条)
附則

第一章 総則

(目的)

- 1 -

第一条 この規則は、日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)の常勤スタッフ弁護士(以下「常勤スタッフ弁護士」という。)に就任することを目指す次に掲げる者(以下「スタッフ弁護士候補者」という。)及び支援センターの養成課程にある常勤スタッフ弁護士(以下「養成課程スタッフ弁護士」という。)並びにこれらの者の養成を行う弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)(以下「スタッフ弁護士養成弁護士」と総称する。)に対する支援を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

一 司法修習生の修習を終えて弁護士となった者であつて、修習を終えてから一年を経過しないもの

二 裁判官若しくは検察官であつた者又は弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五条若しくは第六条に規定する弁護士となる資格を有する者であつて、初めて弁護士名簿に登録(判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)第四条第一項の弁護士登録を除く。)されてから一年を経過しないもの

三 国選弁護士事件、国選付添事件、法律援助事件、民事

- 2 -

法律扶助事件その他これらに準じる事件を受任して弁護士職務を行うこと（以下「公益的活動」という。）等について経験が乏しいと認められる者であつて、会長が特に常勤スタッフ弁護士となるために必要な公益的活動に係る実務経験等について養成の必要があると認められたもの

（支援事業）

第二条 本会は、この規則で定めるところにより、前条の支援として、次に掲げる事項を行う。

- 一 スタッフ弁護士養成費用援助 スタッフ弁護士養成弁護士がスタッフ弁護士候補者を雇用して養成する場合において、養成に要する費用の一部を援助するための、スタッフ弁護士養成費用援助金の給付
- 二 スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助 スタッフ弁護士候補者の雇用又は支援センターとの協定に基づく養成課程スタッフ弁護士の採用（賃金の支給又は所得の保障をしないで事務所を共にすること（スタッフ弁護士養成弁護士が弁護士法人又は共同法人である場合にあつては、使用人である弁護士とするときに限る。）をいう。以下同じ。）に当たり必要となるスタッフ弁護士養成弁護士の法律事務所（以下「スタッフ

- 3 -

弁護士養成事務所」という。）の施設の改装、拡張等に要する費用の一部を援助するための、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付

- 三 スタッフ弁護士援助 スタッフ弁護士候補者、養成課程スタッフ弁護士等に対する研修の実施その他常勤スタッフ弁護士に関する支援活動

2 この規則で定める援助金の給付は、経理委員会の議を経て行う。

第二章 スタッフ弁護士養成事務所等の登録

（スタッフ弁護士養成事務所の登録）

第三条 本会は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、随時、スタッフ弁護士候補者を雇用し、又は支援センターとの協定に基づき養成課程スタッフ弁護士を採用してスタッフ弁護士養成弁護士となることを希望する弁護士、弁護士法人又は共同法人の募集を行う。

- 2 前項の募集に対する応募は、法律事務所ごとに行う。
- 3 第一項の募集に応募しようとする弁護士、弁護士法人又は共同法人は、所属する弁護士会又はその弁護士会が

- 4 -

属する弁護士会連合会に対し、次に掲げる事項を明示して、応募申込書及び本会が求める書面を提出しなければならない。

- 一 登録を希望する年度（応募申込書を提出した日の属する年度又はその翌年度に限る。）
- 二 養成を希望するスタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士の司法修習期
- 三 養成を希望する者がスタッフ弁護士候補者であるか養成課程スタッフ弁護士であるかそのいずれもであるかの別
- 四 第七項第一号の指導担当弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。）
- 五 スタッフ弁護士候補者の養成を希望する場合にあつては、支給する予定の賃金の額又は保障する予定の所得の額
- 六 雇用するスタッフ弁護士候補者又は採用する養成課程スタッフ弁護士が決まっている場合にあつては、その氏名及び所属弁護士会
- 4 前項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、応募申込書に記載された指導担当弁護士の

- 5 -

公益的活動の受任状況を確認し、公益的活動の受任状況が明らかに不十分な場合は、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人に対し、指導担当弁護士の変更その他の適当な措置を求める。

- 5 第三項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、応募申込書に不備がある場合には、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人に対し、補正を求める。
- 6 第三項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、前二項に規定する場合に該当するか否かにかかわらず、本会に応募申込書を送付する。この場合において、弁護士会又は弁護士会連合会は、前二項に規定する求めの有無、これに対する対応の有無その他必要と認める事項を本会に報告しなければならない。
- 7 本会は、前項の規定により応募申込書の送付を受けたときは、当該応募が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすか否か審査する。
 - 一 公益的活動をスタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士と共同して受任するなどして当該スタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士を養成する指導担当弁護士が確保されていること。

- 6 -

二 スタッフ弁護士候補者を養成しようとする場合にあっては、本会が次条の規定により情報提供をすることを承諾し、スタッフ弁護士候補者の募集を行うことを約していること。

三 当該応募をした弁護士、弁護士法人又は共同法人が、スタッフ弁護士候補者を雇用し、又は養成課程スタッフ弁護士を採用した場合について、次に掲げる事項を約していること。

イ 指導担当弁護士により第一号に規定する養成を行うこと。

ロ 本会及び支援センターが実施するスタッフ弁護士候補者及び養成課程スタッフ弁護士のための研修にこれらの者が参加する機会を保障し、配慮すること。

ハ スタッフ弁護士候補者を雇用する場合にあっては、当該スタッフ弁護士候補者に対し、雇用の日（スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受ける場合にあっては、給付の日）から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任することを義務付けること。

四 その他応募の趣旨がこの規則で定める支援の目的に適合していること。

- 7 -

8 本会は、応募が前項各号に規定する要件をいずれも満たすと認めるときは、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人をスタッフ弁護士養成弁護士として選定し、その法律事務所をスタッフ弁護士養成事務所として、当該スタッフ弁護士養成弁護士と併せてスタッフ弁護士養成事務所名簿に登録する。この場合において、スタッフ弁護士養成弁護士が登録を希望する年度が始まっている場合にあっては直ちに、始まっていない場合にあってはその年度が開始する時に登録する。

9 本会は、応募が第七項各号に規定する要件のいずれかを満たさないと認めるとき（補正により要件を満たす可能性がある場合にあっては、必要な補正を求め、なお要件を満たさないと認めるとき、又は補正に応じないときに限る。）は、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人をスタッフ弁護士養成弁護士として選定しない旨決定する。この場合においては、決定の後、速やかに、その旨及び理由を記載した書面により、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人に通知する。

10 スタッフ弁護士養成弁護士は、スタッフ弁護士候補者を雇用し、又は養成課程スタッフ弁護士を採用したときは、速やかに、その旨及び本会が求める事項を書面によ

- 8 -

り本会に報告しなければならない。

(スタッフ弁護士養成事務所の情報提供)

第四条 本会は、スタッフ弁護士養成弁護士がスタッフ弁護士候補者の養成を希望する場合には、スタッフ弁護士養成事務所に係る情報を、本会が定める期間、本会のホームページに掲載して公開する。ただし、あらかじめ雇用するスタッフ弁護士候補者が決まっているスタッフ弁護士養成事務所については、この限りでない。

(既に雇用している場合のスタッフ弁護士養成事務所の登録)

第五条 スタッフ弁護士候補者を雇用して養成している弁護士、弁護士法人又は共同法人は、当該スタッフ弁護士候補者を雇用した日から六十日を経過する日までの間に限り、第三条第一項の募集に応募することができる。

2 前項の規定により応募しようとする弁護士、弁護士法人又は共同法人は、その法律事務所ごとに、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、次に掲げる事項を明示して、応募申込書及び本会が求める書類を提出しなければならない。

一 雇用したスタッフ弁護士候補者の氏名及び所属弁護士会

- 9 -

二 養成を行う期間、内容等の計画

三 第四項第一号の指導担当弁護士の氏名

四 雇用したスタッフ弁護士候補者に支給している賃金の額又は保障している所得の額

3 第三条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する応募申込書の提出があつた場合について準用する。

4 本会は、前項において準用する第三条第六項の規定により応募申込書の送付を受けたときは、当該応募が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすか否かを審査する。

一 公益的活動をスタッフ弁護士候補者と共同して受けるなどして当該スタッフ弁護士候補者を養成する指導担当弁護士が確保されていること。

二 指導担当弁護士により前号に規定する養成が行われていること。

三 本会及び支援センターが実施するスタッフ弁護士候補者のための研修に当該スタッフ弁護士候補者が参加する機会を保障し、配慮する旨約していること。

四 雇用したスタッフ弁護士候補者が、雇用の日(スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受ける場合にあっては、給付の日)から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任する旨約していること。

と。

五 その他応募の趣旨がこの規則で定める支援の目的に適合していること。

5 本会は、応募が前項各号に規定する要件をいずれも満たすと認めるときは、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人をスタッフ弁護士養成弁護士として選定し、その法律事務所をスタッフ弁護士養成事務所として、当該スタッフ弁護士養成弁護士と併せてスタッフ弁護士養成事務所名簿に直ちに登録する。

6 第三条第九項の規定は、応募が第四項各号に規定する要件のいずれかを満たさないと認めるときについて準用する。

(スタッフ弁護士養成事務所名簿の登録事項の変更、登録の有効期間等)

第六条 スタッフ弁護士養成弁護士は、スタッフ弁護士養成事務所名簿の登録事項に変更があったときは、その旨を本会に届け出なければならない。この場合において、本会は、必要があると認めるときは、本会のホームページに掲載された情報を修正する。

2 スタッフ弁護士養成事務所名簿の登録の有効期間は、登録された年度限りとする。

- 11 -

3 スタッフ弁護士養成弁護士は、登録された年度の翌年度も継続して登録を受けようとするときは、第三条又は前条の規定にかかわらず、本会が求める書面を本会に提出すれば足りるものとする。この場合において、本会は、継続して登録することが不相当と認める特段の事情がない限り、継続してスタッフ弁護士養成事務所名簿に登録する。

4 前項の場合において、継続して登録することが不相当と認める特段の事情があるときについては、第三条第九項の規定を準用する。

第三章 スタッフ弁護士養成費用援助

(スタッフ弁護士養成費用援助金の給付)

第七条 本会は、スタッフ弁護士養成弁護士が一定期間の養成の後常勤スタッフ弁護士に就任することを条件としてスタッフ弁護士候補者を雇用した場合、その申請により、スタッフ弁護士養成費用援助金を給付する。

2 スタッフ弁護士養成費用援助金の給付を受けるスタッフ弁護士養成弁護士がスタッフ弁護士候補者を雇用して養成を行う期間は、一年以上でなければならない。ただ

- 12 -

し、当該スタッフ弁護士候補者が一定の弁護士経験を有する場合その他特段の事情があると認められる場合は、二か月以上の期間に短縮することができる。

3 スタッフ弁護士養成費用援助金は、次の各号に掲げる養成期間に応じ、当該各号に定める額の範囲内で支出し、返還を要しない。

- 一 一年以上 スタッフ弁護士候補者一人当たり百万円
- 二 一年未満 スタッフ弁護士候補者一人当たり十万円に養成期間の月数（一か月に満たない期間は算入しない。）を乗じて得た額であつて、八十万円を超えない額

（スタッフ弁護士養成費用援助金の給付の申請）

第八条 スタッフ弁護士養成弁護士は、養成期間が一年以上である場合にあつては雇用の日から二年を経過する日までに、一年未満である場合にあつては雇用の日から一年を経過する日までに、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会を経て、養成を行う期間、内容等の計画を明示して、申請書その他本会が求める書類を本会に提出することにより、スタッフ弁護士養成費用援助金の給付を申請することができる。ただし、次の各号に掲げる養成期間に応じ、当該各号に定める期間は、

- 13 -

申請することができない。

一 一年以上 雇用の日から四か月を経過する日までの期間

二 一年未満 雇用の日から二か月を経過する日までの期間

2 本会は、前項に規定する申請があつた場合であつて、当該申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、前条第三項各号に定める額の範囲内で相当と認める額の援助金を給付する。

一 前項に規定する申請可能な期間内の申請であること。

二 雇用したスタッフ弁護士候補者に勤務弁護士としてふさわしい賃金の支給又は所得の保障をしていること。

三 雇用したスタッフ弁護士候補者が、雇用の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任する旨約していること。

四 その他申請の趣旨がスタッフ弁護士養成費用援助金の給付の目的に適合していること。

3 スタッフ弁護士養成費用援助金の給付を受けるスタッフ弁護士養成弁護士は、本会に対し、次に掲げる事項を

- 14 -

約さなければならない。

- 一 雇用したスタッフ弁護士候補者に、第一項に規定する申請の際に明示した養成期間中、常勤スタッフ弁護士に就任するために必要な公益的活動の実務経験を積ませること。
 - 二 スタッフ弁護士候補者の雇用の日から三年を経過する日までに、当該スタッフ弁護士候補者を常勤スタッフ弁護士に就任させること。
 - 三 次条第一項各号に規定する事由が生じたときは、直ちにスタッフ弁護士養成費用援助金を返還すること。
 - 四 その他この規則の規定に従うこと。
(スタッフ弁護士養成費用援助金の返還)
- 第九条 本会は、次に掲げる事由が生じたときは、第七条第三項の規定にかかわらず、スタッフ弁護士養成弁護士(スタッフ弁護士養成弁護士であった者を含む。以下この章において同じ。)に対し、スタッフ弁護士養成費用援助金の返還を求めなければならない。この場合において、当該スタッフ弁護士養成弁護士は、直ちに返還しなければならない。
- 一 スタッフ弁護士候補者の雇用の日から三年を経過する日までに、雇用したスタッフ弁護士候補者が常勤ス

- 15 -

スタッフ弁護士に就任しなかったとき。

- 二 雇用したスタッフ弁護士候補者が、スタッフ弁護士養成事務所に所属しなくなった場合であって、当該スタッフ弁護士候補者の雇用の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任しないことが事実となったとき。
 - 三 スタッフ弁護士養成弁護士(弁護士法人又は共同法人である場合にあつては、その社員を含む。次号において同じ。)がスタッフ弁護士養成費用援助金の給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。
 - 四 スタッフ弁護士養成弁護士が懲戒処分(戒告を除く。)を受けたとき。
- 2 本会は、前項各号に規定する事由が生じたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該スタッフ弁護士養成弁護士の申請により、理事会の承認を得て、スタッフ弁護士養成費用援助金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。
- 3 前項の申請をしようとするスタッフ弁護士養成弁護士は、同項のやむを得ない事情があることを証明する資料を添付して、本会对し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

- 16 -

(スタッフ弁護士養成費用援助金の給付に伴う報告義務)

第十条 スタッフ弁護士養成費用援助金の給付を受けたスタッフ弁護士養成弁護士は、スタッフ弁護士候補者の雇用の日から三年を経過する日までの間、毎年一回、スタッフ弁護士候補者の養成の状況その他本会が求める事項を、本会及び所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、報告しなければならぬ。本会が特に報告を求めたときも、同様とする。

第四章 スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助

(スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付)

第十一条 本会は、スタッフ弁護士養成弁護士が、一定期間の養成の後常勤スタッフ弁護士に就任することを条件としてスタッフ弁護士候補者を雇用し、若しくは養成課程スタッフ弁護士を採用し、又はこれらを予定する場合であつて、雇用又は採用に際し、スタッフ弁護士養成事務所の施設の改装、拡張(弁護士法人又は共同法人にあつては、従たる法律事務所を設置することを含む。以下同じ。)若しくは移転をし、又は備品購入等をするために、出捐を必要とする、又は必要な出捐をしたときは、

- 17 -

その申請により、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金を給付する。

2 スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金は、雇用するスタッフ弁護士候補者及び採用する養成課程スタッフ弁護士の数にかかわらず、スタッフ弁護士養成事務所ごとに二百万円の範囲内で支出し、返還を要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、スタッフ弁護士養成弁護士又はスタッフ弁護士養成事務所の他の弁護士(他の弁護士であつた者を含む。)が弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則(規則第百五十五号。以下「過疎・偏在対策事業規則」という。)第六十四条第二項の規定により新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受けているときは、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金は、給付しない。

(スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付の申請)

第十二条 スタッフ弁護士養成弁護士は、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出することにより、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を申請することができる。

- 18 -

2 本会は、前項に規定する申請があつた場合であつて、当該申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、前条第二項の範囲内で相当と認める額の援助金を給付する。

一 スタッフ弁護士候補者の雇用又は養成課程スタッフ弁護士の採用を予定している場合にあつては、その雇用又は採用の計画が相当程度に具体的なこと。

二 スタッフ弁護士候補者の雇用又は養成課程スタッフ弁護士の採用に際し、スタッフ弁護士養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等の必要があると認められること（既に出捐した場合にあつては、その必要があつたと認められること）。

三 前号に規定する事由の内容が相当程度に具体的であり、費用予定額が相当であること（既に出捐した場合にあつては、出捐した額が相当であること）。

四 スタッフ弁護士候補者の雇用を予定している場合にあつては、雇用するスタッフ弁護士候補者に対して常勤スタッフ弁護士に就任することを義務付ける旨約していること。

五 スタッフ弁護士候補者を雇用している場合にあつては、当該スタッフ弁護士候補者が常勤スタッフ弁護士

- 19 -

に就任する旨約していること。

六 その他申請の趣旨がスタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付の目的に適合していること。

3 スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受けるスタッフ弁護士は、本会に対し、次に掲げる事項を約さなければならない。

一 スタッフ弁護士候補者を雇用し、又は養成課程スタッフ弁護士を採用するために、スタッフ弁護士養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等を行い、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金をそのための費用に充てること。

二 スタッフ弁護士候補者を雇用している場合にあつては、給付の日から三年を経過する日までに、当該スタッフ弁護士候補者を常勤スタッフ弁護士に就任させること。

三 次条第一項各号に規定する事由が生じたときは、直ちにスタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金を返還すること。

四 その他この規則の規定に従うこと。
（スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の返還）

第十三条 本会は、次に掲げる事由が生じたとき（第一号

- 20 -

に掲げる事由が生じたときにあつては、給付の日から三年を経過する日までに、当該給付に係るスタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士以外のスタッフ弁護士候補者を雇用し、又は養成課程スタッフ弁護士を採用して養成し、そのスタッフ弁護士候補者が常勤スタッフ弁護士に就任し、又はその養成課程スタッフ弁護士が養成を終了して支援センターのいずれかの事務所において法律事務所を設置したときを除く。）は、第十一条第二項の規定にかかわらず、スタッフ弁護士養成弁護士（スタッフ弁護士養成弁護士であつた者を含む。以下この章において同じ。）に対し、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の返還を求めなければならない。この場合において、スタッフ弁護士養成弁護士は、直ちに返還しなければならない。

一 当該援助金の給付に係るスタッフ弁護士候補者及び養成課程スタッフ弁護士のいずれについても次のイ又はロに掲げるいずれかの事由が生じたとき。
イ スタッフ弁護士候補者にあつては、次に掲げるとき。

(1) 給付の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任しなかつたとき。

- 21 -

(2) 当該スタッフ弁護士養成事務所に所属しなくなった場合であつて、給付の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任しないことが確実となつたとき。

ロ 養成課程スタッフ弁護士にあつては、次に掲げるとき。

(1) 養成を終了することなく当該スタッフ弁護士養成事務所に所属しなくなり、又は常勤スタッフ弁護士でなくなつたとき。

(2) 養成を終了して当該スタッフ弁護士養成事務所に所属しなくなつた後、支援センターのいずれかの事務所において法律事務所を設置しなかつたとき。

二 スタッフ弁護士養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等を行わなかつたとき。

三 当該援助金の給付に係るスタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士の養成を著しく怠り、その他スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。

四 スタッフ弁護士養成弁護士（弁護士法人又は共同法人である場合にあつては、その社員を含む。）が懲戒処

- 22 -

分（戒告を除く。）を受けたとき。

2 本会は、前項各号に規定する事由が生じたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該スタッフ弁護士養成弁護士申請により、理事会の承認を得て、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。

3 前項の申請をしようとするスタッフ弁護士養成弁護士は、同項のやむを得ない事情があることを証明する資料を添付して、本会对し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付に伴う報告義務）

第十四条 スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受けたスタッフ弁護士養成弁護士は、給付を受けた日から三年を経過する日までの間、毎年一回、スタッフ弁護士候補者の雇用及び養成課程スタッフ弁護士の採用並びに養成の状況その他本会が求める事項を、本会及び所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めたときも、同様とする。

- 23 -

第五章 雑則

（過疎・偏在対策事業規則との調整）

第十五条 本会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める返還を求められた弁護士、弁護士法人又は共同法人に対し、その申請により、経理委員会の承認を得て、その返還に必要な額を援助金として支出することができる。

一 過疎・偏在対策事業規則第六十条第二項の規定により新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受けた新人弁護士等養成弁護士に養成を受けた弁護士が、当該新人弁護士等養成弁護士に雇用された日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任した場合 当該新人弁護士等養成弁護士が過疎・偏在対策事業規則第六十一条第一項第一号又は第二号の規定により求められた新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還

二 過疎・偏在対策事業規則第六十四条第二項の規定により新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受けた新人弁護士等養成弁護士に養成を受けた弁護士

- 24 -

(二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人以上)が、当該給付の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任した場合 当該新人弁護士等養成弁護士が過疎・偏在対策事業規則第六十五条第一項第一号又は第二号の規定により求められた新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の返還
(常勤スタッフ弁護士に関する支援活動等)

第十六条 本会は、スタッフ弁護士候補者、養成課程スタッフ弁護士その他常勤スタッフ弁護士の業務を行うために必要があると認められる者のために、研修を実施することができる。この場合において、本会は、これに参加する者の交通費及び宿泊費を支出することができる。

2 本会は、退任した常勤スタッフ弁護士と一時的に法律事務所を共にして、弁護士名簿への登録、執務場所の提供等に係る便宜を図る弁護士、弁護士法人又は共同法人を募集して登録し、常勤スタッフ弁護士が任期満了により退任するに際して紹介する支援を行う。

(会長への委任)

第十七条 この規則に定めるもののほか、スタッフ弁護士養成事務所等の登録、援助金の給付その他常勤スタッフ弁護士に関する支援を実施するため必要な事項は、会長

- 25 -

が細則で定める。

附 則 (平成二五年一月一七日全部改正)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の後に開始される第二章の規定によるスタッフ弁護士養成事務所の登録に係る手続から適用し、施行日前に開始された手続、援助金の給付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年三月一四日改正)

第三条第七項第一号及び第五条第四項第一号の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一八日規則第二〇〇号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条、第二条、第三条、第五条、第九条、第一条、第一条、第一条、第一五条、第一六条改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十

- 26 -

三号) 第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年二月一日から施行)